

第3期おだわら障がい者基本計画の策定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第3期おだわら障がい者基本計画の策定
政策等の案の公表の日	令和4年11月15日（火）
意見提出期間	令和4年11月15日（火）から令和4年12月14日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、障がい福祉課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	33件（4人）
インターネット	3人
ファクシミリ	人
郵送	1人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

（総括表）

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	2
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	10
C	今後の検討のために参考とするもの	8
D	その他（質問など）	13

〈具体的な内容〉

(1) 計画策定に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	P4、「1小田原市の人口の推移」の中で、「本市が市政を施行した昭和15年12月の人口は、54,699人でした。その後、周辺の市町との合併」とあるが、小田原市は周辺の市とは合併していないため、「町村」とすべき。	A	意見のとおり修正しました。

2	P5で、精神障がい者の総数を、精神障害者保健福祉手帳交付者数と自立支援医療（精神通院医療）受給者数を足した人数としているが、それ以外にも精神科病院に通院している精神障がい者はいるのではないか。	D	手帳等を所持せずに精神科に通院している方の人数を把握することができないため、本計画においては、手帳又は自立支援医療受給者証を所持している方を精神障がい者としています。
3	P13、「2 計画の進捗状況の点検及び評価」の中で、おだわら障がい者基本計画の達成状況について、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとあるが、その議事録をインターネットで一般公開すべき。	C	透明性のある運営が大切であると考えますので、点検・評価を行った際の議事録の公開について、検討します。

(2) 権利擁護と差別解消に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	おだわら障がい者総合相談支援センター（クローバー）の相談員は、派遣元の業務と派遣先であるクローバーの業務を兼任しているが、クローバー専任の相談員を確保すべき。	B	現在、専任で配置している相談員は1名となっております。相談員の配置については、検討します。

2	機会があるごとに障がい者への理解を深めるよう市は行動すべき。	B	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが、障がいの特性等、障がい者に対する理解を深め、配慮を行う必要があります。 今後も様々な場面で、障がいや障がい者についての理解を深めるための啓発活動を行っていきます。
---	--------------------------------	---	---

(3) 生活支援に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	P34、個別の取組「019」、 「障がい者のための手引きの作成・配布」について、新規の手帳交付時に障がい福祉のガイドブックを配布しているが、精神保健福祉ガイドブックは精神障害者保健福祉手帳の更新時も精神障がい者全員に配布すべき。	C	精神障害者保健福祉手帳の更新時に、精神保健福祉ガイドブックを基に説明をしています。その際、配布を希望される方には、精神保健福祉ガイドブックを配布しています。
2	P34、個別の取組「019」、 「障がい者のための手引きの作成・配布」について、他市でインターネット閲覧が可能なアプリを活用した3つの障がい種別共通のガイドブックを発行しているが、参考にしてはいかがか。	C	本市で作成している「障がい福祉ガイドブック」及び「精神保健福祉ガイドブック」についてはホームページ上で閲覧可能ですが、より多くの方が閲覧できるような方法について、検討します。

3	P42、個別の取組「040」、 「市心身障害児福祉手当の支給」について、障がい児の説明の中に「IQ50 以下の障がい児」とあるが、障がい児の説明になっていないのではないか。	A	「IQ50 以下の障がい児」を「IQ50 以下の児」に修正しました。
4	P44、個別の取組「047」の 「重度障がい者医療費の助成」について、重度障がい者の説明がない他の事業についても同様の条件でよいのか。異なるのであれば定義を記載すべき。	D	重度障がい者の定義は、制度や提供するサービスにより異なります。本市が発行している「障がい者のための手引き」に詳細を記載しています。
5	P45、個別の取組の「障害基礎年金（国）」について、年金は国からの支給ではないのではないか。	D	障害基礎年金は、支給等の事務について厚生労働大臣が日本年金機構へ委託しておりますが、政府が管掌して給付する国民年金の一つです。
6	P45、個別の取組の「特別児童扶養手当（国）」について、支給は国ではなく市からではないのか。	D	特別児童扶養手当は、国が支給する手当です。受給資格や手当の額の認定を都道府県知事が行うこととされ、政令の定めるところにより手当の事務の一部を市町村長が行うことができるとされています。本市においても請求書の受理などの事務を行っています。
7	P47、個別の取組「049」、 「知的障がい者サークル活動の育成」について、知的障がい者サークル活動に対してだけでなく、精神障がい者のサークル活動にも市の予算を確保すべき。	C	精神障がい者の余暇の有効な利用をサポートする体制を整えていくことは大切であることから、今後事業を進めていく上での参考にさせていただきます。

8	精神障がい者の自助グループ育成について市には明確なビジョンがあるのか。 市が主導する団体のみならず、自発的な精神障がい者団体への支援もすべき。	B	ピアサポーターの育成などを通じて、同じような境遇の仲間が互いに助け合うための活動を行っています。
---	--	---	--

(4) 生活環境に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	音声付き信号機を増やしてほしい。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。
2	点字ブロックを拡充すべき。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。
3	車止めポールにぶつかる事が多々あり危険であるので、改善すべき。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。
4	音声付き信号機、点字ブロック、車止めポールの色、材質、形状、設置位置が不揃いのため、統一化すべき。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。
5	車道、歩道の区切りがわかりづらい場所が多いので、改善してほしい。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。
6	歩道の凸凹場所が多々あるので、改善してほしい。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。
7	横断歩道、交差点等の白色ペイントは見やすく良いが、消えかかった場所が多く補修してほしい。	B	障がい者等にやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。

(5) 教育・療育・文化・スポーツに関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	P61、個別の取組「075」の「障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営」について、「支援を必要とする児」はあまり使用しない表現であるため、表現を変更すべき。	D	障害児通園施設「つくしんぼ教室」については、児童福祉法に基づくことはもとより、当該法律の全国共通の枠組みとして望ましい運用を定めた「児童発達支援ガイドライン」により施設を運営しています。 「支援を必要とする児」については、上記「児童発達支援ガイドライン」の第1章「総則」、3「児童発達支援の役割」、(3)において「児童発達支援センター等は、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、(中略)支援に努めなければならない。(以下略)」とあり、障がいが疑われる子どもも含めて支援する必要があるということでこの表現を使用しています。
2	P65、個別の取組「080」の「市特別支援教育推進会議の設置」について、誰が研究協議を行うのか。	D	市特別支援教育推進会議は、小中学校校長会代表、特別支援教育研究会会長及び副会長、小田原養護学校代表、小中学校特別支援学級担任者代表、障害児入所施設代表、児童発達支援事業所代表、障がい者団体関係者、市障がい福祉課長等により構成され、特別支援教育の推進に関する事項について研究協議を行い、特別支援教育の総合的な推進を図っています。
3	P65、個別の取組「081」の「特別支援学級担任者等研修会の実施」について、誰に研修を行うのか。	D	研修会は、特別支援学級の担任の教員、教育相談コーディネーター、養護教諭のほか、希望する教員を対象に実施しています。

4	<p>P65、個別の取組「081」、 「特別支援学級担任者等研修会の実施」について、現状ほとんどできていないと感じる。</p> <p>安心して子どもが通える、適正な学習、自立支援や進路に導いてもらえる環境が整っているとは全くいえない。</p> <p>研修はするだけではなく、内容や経過について報告すべき。また、授業時間中ではなく、放課後に行うべき。</p> <p>支援学級は学校により対応が異なっており、学校によってはテストが無い。なぜ行わないのかははっきりとした理由を示すべき。</p> <p>「教育上配慮を要する児童生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方等について、研修を行います。」と記載があるが、それだけでは足りないと思う。</p> <p>研修以外の担任の勉強も大いに必要であると同時に、教科担任制を採用していることから、学校全体で考えていくべきである。</p>	<p>特別支援学級担任等を対象とした研修会を年に2回、夏季休業中に開催し、支援を必要とする児童生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方等について講演や演習、情報交換等を行い、教員の指導力・支援力の向上を図っています。</p> <p>研修会の他に、特別支援教育相談員が年に1回、全校の特別支援学級を訪問し、担任へのアドバイスを行い、その後の要請に応じて継続的に訪問を実施し、校内支援体制の充実に努めています。</p> <p>テストなどによる学習の理解度・習熟度の把握については、各学校において、個々の児童生徒の学習の内容や状況等に応じた適切な方法を選択して実施しています。</p> <p>支援を必要とする児童生徒の数は年々増加を続けていることから、ご意見のとおり学校全体で特別支援教育への意識をさらに高めていくことは大切なことと考えます。今後も個々の児童生徒に応じたきめ細かな指導・支援を行うことができるよう、研修の実施のほか、自己研鑽等を促し、指導力・支援力の向上とともに校内支援体制の充実に努めていきます。</p>
---	--	--

5	P66、個別の取組「083」の「個別支援員研修会の実施」は、誰が研修会を行うのか。	D	研修会は、市教育委員会が主催し、個別支援員、校内支援室指導員及び希望する教員等を対象に、おだわら子ども若者教育支援センターの教育相談員、指導主事が講義や講演等を行い、参加者の理解を深めています。
6	P67、個別の取組「087」の「情緒障がい通級指導教室の実施」について、情緒等に課題のある児童は障がいがあるということなのか。	D	情緒障がい通級指導教室は、情緒等の特性により、日常生活や社会生活を送る際に何らかの困難があり、辛さを感じる状態である児童生徒を対象としています。 「障がい」の定義によりますが、医学的な意味での「障がい（心身の機能の障がい）」の有無については、個々の児童生徒により判断は異なるものと考えます。
7	P68、「4 文化・スポーツ活動の支援」の中で、市や県が主となり行われている大会などについて記載があるが、市以外が主として行っている事業についても、広報紙に掲載すべき。	C	広報誌は、基本的に市主催の事業を掲載するものですが、主催団体等と調整を行い、広報紙への掲載について、検討します。

(6) 保健・医療に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	ピアカウンセリングは、3つの障がい種別全てで行われているのか。 精神障がい者に対してピアカウンセリングを行うに当たっては、スーパーバイザーを設ける、週のうちの開催回数を配慮する、ピアカウンセラーを十分な人数確保するなどの配慮をすべき。	C	精神障がい者のピアサポーターについては育成過程にあり、大学の先生や実際に活動しているピアサポーターを講師に研修会を行っています。 今年度から座談会や個々の相談に対応する等市民に向けて発信ができる活動を開始し始めました。 今後、周知を図り活動を広げていく予定ではありますが、活動できるピアサポーターの人数も少ないことから、来年度は新たなピアサポーターの養成を行う予定でいます。

2	市内に更生医療に対応した病院、薬局を増やすべき。	D	小田原市内で指定自立支援医療機関として更生医療を行う場合、あらかじめ神奈川県に申請し、指定を受ける必要があります。 現在、本市内では 11 病院、70 薬局が指定を受けておりますが、これまで指定医療機関の不足にかかる市民からの要望は市まで届いておりません。
---	--------------------------	---	---

(7) 情報・コミュニケーションに関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	P89、個別の取組「124」の「声の広報の発行」について、市ホームページで読み上げが可能なことを記載すべき。	D	すでに実施済で新たな作業は必要ないものであるため記載しません。

(8) その他

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	おだわら障がい者基本計画策定検討委員会の市民委員の公募が、広報紙に掲載されていなかったが、幅広く市民に計画策定に参加いただくためにも、可能な周知の手段は全て使用すべき。	C	広く市民に公募を周知することは大切であると考えます。次期本計画の策定検討委員会の市民委員の公募を実施する際の参考にさせていただきます。
2	他自治体では、合計所得金額が 135 万円以下の障がい者は個人の市町村民税を非課税としている。 小田原市もこのことを計画に掲載すべき。	D	地方税法第 295 条第 1 項第 2 号で、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合には個人の市町村民税は非課税と定められています。

3	計画の中で、障がい者、障がい児、障がい児者などと表記があるが、障がい者を対象とした事業は障がい児が対象とならないように受け取られかねないため、それぞれの定義を記載すべき。	D	障がい者等の定義は、個別法により異なることから、厳密に定義することは難しいと考えます。
---	---	---	---

〈意見の原文〉

	内容		
1	4 ページ 小田原市は周辺の市とは合併していないため、町村との合併とすべき。		
2	5 ページで精神障がい者の総数を精神障がい者手帳の取得者数(1,554 人)と、自立支援医療利用者数(3,066 人)を単純に足した数値(4,620 人)としていますが、これは勘違いではないでしょうか？ 手帳のみ取得しているのは、生活保護制度利用者か手帳のみのサービスで充分と考えている方たちで、普通は精神障がいの場合、自立支援医療は精神科病院という閉ざされた空間で利用可能なので利用するけれど、多くの方たちは自分は精神科病院の患者で精神障がい者とはカウントされたくないと思っているのではないのでしょうか？ この落差を埋めるのは、小田原市も国が精神障がい者としてカウントしているのは、精神科病院通院者だという定義を認めるしかないと思います。		
3	13 ページで、障がい者計画の達成状況の点検及び評価を、自立支援協議会に委ねるとされていますが、現在自立支援協議会の議事録はインターネット上、事業計画しか公開されていません。 自立支援協議会の通常の議事録の他に障がい者計画の達成状況をインターネットで一般公開すべきではないのでしょうか？		
4	クローバーの事ですが、現在は各施設から兼務で相談員が週何日か派遣される型で勤務しています。 しかしこの型だとベテランの相談員を確保出来る代わりに相談員は派遣元の仕事も抱えていて、クローバーで受付た案件に専念出来ないのではないのでしょうか？ 是非専任の相談員を確保することを行なって下さい。		

5	<p>新型コロナワクチンの早期接種の対象となる基礎疾患に精神障がいも入っています。</p> <p>しかし、この事は精神障がい者には余り知られていません。そして精神科病院も行政機関も、精神障がい者に告知していません。</p> <p>しかしながら、これでは何のために基礎疾患に精神障がい者を含めているのか、分からない状態です。精神障がい者も、自分が基礎疾患を持っている対象にカウントされている事を知っても積極的にワクチン接種に行きません。</p> <p>知人によれば、こんな若くてワクチンを打ちに行ったら近所の方たちに恥ずかしいから行けないとの事です。</p> <p>もし市民全体が精神障がいに対する理解を持っていたらどうでしょうか？精神障がい者も、積極的にワクチン接種をしても、何ら恥ずべきことはないのではないのでしょうか？</p> <p>また、精神障がい者を奇異の目で見ること、その恐れを精神障がい者が持つこともないのではないのでしょうか？</p> <p>是非、この計画に掲載されているように機会あるごとに障がい者への理解を深めるように小田原市は行動して下さい。お願いします。</p>
6	<p>障がい者サービスのガイドブックを障がい種別に作成し障がい者手帳取得時に配布するとありますが、精神障がい者手帳は2年に1回更新されます。</p> <p>その時にも、サービスの改善著しい精神障がい者サービスのガイドブックは希望者だけでなく手帳更新者全員に配布すべきではないのでしょうか？</p>
7	<p>厚木市ではインターネットで閲覧可能な「わが街事典」というアプリを活用して、三障がい共通のガイドブックとして発行しています。</p> <p>小田原市でも子育て支援のガイドブックが同様のアプリを活用しているので、参考にしてみては、いかがでしょうか？</p>
8	<p>42 ページ</p> <p>障がい児の説明の中に「IQ50 以下の障がい児」と記載があり、障がい児の説明になっていない。</p>
9	<p>重度障がい者について説明がついている事業（047 等）があるが、説明のついていない事業についても同様の条件で問題ないのか。それぞれで違うのであれば、各事業ごとの重度障がい者の定義を記載してほしい。</p>

10	45 ページ 年金は特殊法人日本年金機構の所管で、国からの支給ではないのでは？
11	45 ページ 特別児童扶養手当は国費が充てられますが、支給は市が行うのではないのですか？
12	49 の知的障がい者サークル活動の育成ですが、今年度、精神障がい者もサークル活動を行う事を認めて頂けるよう担当の方たちと昨年度からお話しをさせて頂きました。 驚いたことに、一番星は年度の途中までで 50 万を越える予算を消化していました。小田原市が神奈川県小田原保健福祉事務所から引き継いだ、精神障がい者サークル「なかよしクラブ」は基本的に参加者から実費を集めて活動し、負担額も多くの場合、一人 100 円でした。 精神障がい者は多くを望みません。余暇の有効利用、日常生活に必要な基礎知識の習得は社会から排斥されがちな精神障がい者も絶対必要です。是非この機会に精神障がい者のサークル活動にも予算を付けて下さい。
13	50、51 は障がい者団体への小田原市からの支援について書かれていますが、西湘友の会が活動していた頃、小田原市から活動費の支援や職員からの人的サポートは全く有りませんでした。 西湘友の会は解散してしまいましたが、精神障がい者の自助グループ育成について小田原市には明確なビジョンがあるのでしょうか？親の会が目指すところ、対象とする方達は完全に違います。小田原市が主導する会ではなく自発的な精神障がい者団体への支援をお願いします。
14	音声付き信号機を増やしてほしい。
15	点字ブロックの拡充。
16	車止めポールにぶつかる事が多々あり危険。
17	上記の設置が不揃い（色、材質、形状、設置位置）を統一化する。
18	車道、歩道の区切りがわかりづらい場所が多く、改善をお願いしたい。
19	歩道の凹凸場所が多々あり、改善をお願いしたい。

20	横断歩道、交差点等の白色ペイントは見やすく良いが、消えかかった場所が多く補修をお願いしたい。
21	61 ページ 「支援を必要とする児」とあまり使わない表現をしているので、他の表現にしたほうがよい。
22	65 ページ 080 について、誰が研究協議をするのですか？
23	65 ページ 081 について、誰に研修を行うのですか？

24	<p>P65、081 について</p> <p>現状ほとんどできていないと感じる。</p> <p>他の学校についてはわからないが、我が子の学校の学級についていえば、全くできていない。</p> <p>教師(担任)の理解、経験、勉強不足。</p> <p>保護者主導の運営。担任が決定できずに保護者に委ねてくる。そのたびに電話がきて負担が大きく、保護者も不安にさせられる。我が子が不敏で辛さが増幅する。</p> <p>新人の担任がいるが、人としての幅が狭く、視野も狭い。そのため我が子の特性を理解できず到的外れなことを連絡帳に書いてくる。特性理解ができていない故の言い分であった。</p> <p>以上の内容については学校と話し合いはできたが、現在も様子を見ている。</p> <p>つまり、安心して我が子が通える、そして適正な学習、自立支援や進路に導いてもらえる環境は全く整っているとはいえない。プロとしての自覚を持ち、保護者や子どもたちに関わってほしい。特別支援学級の存在意義が見えてこない。学校全体で考えるべき。</p> <p>いくら研修を受けてもそれが現場で実際に子どもたちに生かされ、還元されなければ無意味である。研修をするだけではなく、内容や経過について報告してほしい。</p> <p>そして、その研修は授業時間中ではなく、放課後に行ってほしい。</p> <p>「来年1月、研修で支援学級のみが3時間下校」という知らせが昨日来た。支援学級は学校により対応が異なっており、我が子の学級はテストが無い。なぜ行わないのか？はっきりとした理由を示してほしい。差別されている感じがする。</p> <p>また、テストが無いのでそのような日は自立活動や校外学習(という名目の遊び？遠足？に保護者は感じてしまう)になるのもどうなのだろうかと思っている。学級全体がたるんでいる。不登校児も数名おり、理由はわからないが我が子もそうなるのでは？と心配になる。</p> <p>「中学の特別支援学級のあり方」は、P65、081 だけでは足りないと思う。研修以外の担任の勉強も大いに必要であると同時に、教科担任制をとっていることから、学校全体で考えていくべきである。</p> <p>生徒間の偏見の問題など、もっととりくむべき課題がたくさんある。</p> <p>以上、意見でした。よろしく願いいたします。</p>
25	<p>66 ページ</p> <p>083 について、誰が研修会をするのですか？</p>
26	<p>67 ページ</p> <p>情緒等に課題のある児童は障がいを持っているということですか？</p>

27	<p>89、90、91、92 では小田原市が主催したり、中井やまゆり園が主となって行われている大会について書かれています。小田原市が会場を提供するのみでも、その会場となる建物は小田原市民の税金が原資になっているのですから、県の公募に案内が載ったから、もういいというのではなく、小田原市の広報にも案内を掲載して下さい。認知症をサポートする会は県のたよりも、小田原市の広報にも案内が掲載されているはずですよ。</p>
28	<p>ピアカウンセリング事業を行うとありますが、三障がいで行われるのでしょうか？精神障がいでも行なって欲しいですが、精神障がい者の全国組織である全国精神障害者団体者連合会で、日中と夜間のピアカウンセリング事業を行なったところ、その事業だけの負担ではないですが、相談受付者全員、精神科病院に入院してしまい事業中止になってしまいました。</p> <p>小田原市で正式にピアカウンセリング事業を精神障がい者にも行われる時は、スーパーバイザーを設ける事、週の内開催回数の配慮、なるべくなら精神障がい者が活動しやすい午後からにすること、相談受付者を2、3人でスタートするのではなく、かなりの人数で行う事などの十分な配慮を行うべきだと思います。</p>
29	<p>046 の更生医療ですが、以前、心不全で山近記念クリニックに入院した時に問い合わせたところ、小田原市では更生医療は内部障害で心臓疾患の場合は、小田原循環器病院しか取り扱いが無いとの回答がありました。何故なのかはわかりませんが、精神障がいの場合には、かなりの数の病院と薬局が自立支援医療の対象になっています。</p> <p>小田原市だけで対応が難しいのなら神奈川県や国と話し合っ、更生医療の対応病院、薬局を増やして下さい。</p>
30	<p>89 ページ 124 について、市ホームページで読み上げが可能なことは記載すべきでは？</p>
31	<p>今回の障がい者計画を作成するにあたり、市民委員の公募が、小田原市広報には掲載されていませんでした。幅広く市民に作成に参加してもらうには、可能な手段は全て使うべきです。何年も前から障がい者計画の作成は決められているのですから、市民委員公募の際には留意して下さい。</p>
32	<p>他自治体では 135 万円迄は、住民税を非課税にする措置を取っています。軽自動車税の免除が障がい者計画に掲載されているのと同様に、掲載して下さい。</p>

33	各事業の概要の記載の中に障がい者、障がい児、障がい児者、障がい者及び障がい児等の表記がバラバラで記載してあり、障がい者を対象とした事業は障がい児が対象とならないように受け取られかねないので、それぞれの定義を記載して欲しい。
----	---

4 その他政策案等と関係ない提出意見

- ・スーパー店内が暗くて見えにくいので、元の照度に戻してほしい。

5 提出意見と関係なく変更した点

	改正前	改正後
1	市立小学校に在籍する情緒等に課題のある児童 <u>に対し、改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけ、充実した生活が送れるよう指導</u> します。	67 ページ、個別の取組 087「情緒障がい通級指導教室の実施」について、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」の委員から、より具体的に記載すべきとの提案により、次のとおり改正。 市立小学校に在籍する、 <u>情緒等に課題のある児童生徒に適切な指導を行うために、市立酒匂小学校・足柄小学校・千代小学校に「コミュニケーションの教室フレンド」を、市立白山中学校（おだわら子ども若者教育支援センター内）に「中学校通級指導教室」を設置し、通級による指導を行います。</u>
2		表記を統一するため、簡易な字句の修正を行いました。